さがクリークネット 会則

2019 年 5 月 20 日 現在

（名称）
第１条　この会は、「さがクリークネット」と称する。

（事務局）
第２条　この会の事務局は､｢佐賀県佐賀市白山２丁目 1-12 佐賀商工ビル 7F 佐賀市市民活動プラザ内｣に置く。

（目的）
第３条　この会は、佐賀市中心部におけるクリーク（水路）の活用及び保全活動を行うことにより、地域資源を生かした魅力ある豊かな街なか環境を実現させることを目的とする。

（事業）
第４条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事項の推進を図る。
(1)　クリークの街なかアクティビティ利用に関する活動
(2)　クリークの観光資源利用に関する活動
(3)　街なかの水辺景観向上に関する活動
(4)　街なかの親水空間整備に関する活動
(5)　クリークと建物の一体的利用に関する活動
(6)　クリーク文化の歴史・伝統の継承に関する活動
(7)　クリークの生物多様性の保全に関する活動
(8)　水害に対する防災力強化に関する活動
(9)　クリークに関するグッズ・書籍・印刷物および広報媒体の出版・販売に関する活動
(10) 目的を同じくする他の団体からの要請に応じた支援
(11) その他目的達成に必要な事業

（会員）
第５条　この会の会員は、次の 5 種類とする。
(1)　特別会員は、この会の目的に賛同する者でアドバイスや協力をする有識者とする。
(2)　正会員は、この会の目的に賛同する者で企画・運営に参画する個人とする。
(3)　賛助会員は、この会の目的に賛同し応援する団体・法人とする。
(4)　ユース会員は、この会の目的に賛同する者で活動に協力する大学生以下の個人とする。
(5)　サポーターは、この会の目的に賛同する者で活動に協力する個人とする。

（入会）
第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

（会費）
第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
(1)正会員　　6,000 円/年（500 円/月）（途中入会の場合は入会翌月からの当年度分とする）
(2)賛助会員　10,000 円/口

（退会）
第８条　会員は、退会を事務局に申し出ることにより任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
　⑴　本人が死亡したとき。
　⑵　会費を２年以上納入しないとき。

（役員）
第９条　この会に次の役員を置く。
　⑴　会長 １名
　⑵　副会長 ２名
　⑶　会計 若干名
２　第１項に定める役員は、正会員の互選により選出する。ただし会計は正会員外でもよいものとする。
３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）
第１０条　会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
３　会計は、本会の会計を担う。

（解任）
第１１条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
　⑴　心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
　⑵　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）
第１２条　この会の総会は、特別会員及び正会員を持って構成し、年に１回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
２　総会は、以下の事項について議決する。
　⑴会則、事業等の変更
　⑵解散
　⑶事業報告及び収支決算
　⑷役員の選任又は解任
　⑸その他会の運営に関する重要事項
３　総会は、特別会員及び正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
４　総会の議長は会長がその任務にあたり、欠席の場合は副会長が代行する。
５　総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

（議事録）
第１３条　総会の議事については、議事録を作成する。
２　総会の議事録に署名する議事録署名人は、議長が指名する。

（事業報告書及び決算）
第１４条　会計は、毎事業年度終了後２か月以内に事業報告書、収支決算書を作成し、会長及び副会長の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）
第１５条　この会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（定例会）
第１６条　定例会は、第４条の事業推進のため、会長が正会員を招集し開くことができる。
２　定例会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（変更）
第１７条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附　則
この会則は、平成２９年４月１日から施行する。